

東けいさつ トピックス

11月

守りたい笑顔の絆



自転車盗の被害が多発しています！
 短時間の駐輪でも確実な施錠をお願いします！
 暗い時間帯は歩行者事故が多発します！
 反射材の活用をお願いします！



【LINEを利用した詐欺被害が多発しています！】

- ☛ 通信局・警察等からの電話(音声ガイダンスの場合もある)
 - ・あなたの携帯(口座)が不正利用されている。
 - ・未納料金がある。通信が止まる。
 - ・●●警察署で確認する。
- ☛ 容疑をかけられLINEでの取調べに誘導
 - ・あなたに容疑がかかっている。逮捕されることもある。
 - ・取調べをするので今からきて欲しい。
- ☛ 資金調達や保釈金の支払いなど金銭の要求
 - ・口座を凍結するためお金を移す必要がある。
 - ・資金調査のためにお金を振り込んで。
 - ・逮捕されないために保釈金が必要。



※LINEで手帳などを見せられることもあります

※警察からLINEを使って「取調べ・逮捕」を連絡することは絶対ありません。
 「警察+LINE」は詐欺と疑ってください。

【自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました】

運転中ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外



違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および帮助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

